

気象警報・交通機関の災害などによる休業措置

2018（平成30）年度

☆ 大雨特別警報・暴風特別警報及び大雨警報・暴風警報・洪水警報のいずれかが奈良県(北西部)、大阪府(東部大阪)、京都府(山城南部)のいずれかに発令されている場合。

但し、上記以外の地域については、適宜、学校が判断します。

1 午前6時現在発令中の場合 自宅待機

* 但し、以下の場合は授業を行う。

2 午前8時までに解除された場合 3限より授業

3 午前10時までに解除された場合 5限より授業

いずれも、その時限の15分前までに登校すること。

4 午前10時になっても解除されない場合 休校

☆ 災害や事故などにより近鉄奈良線・京都線・橿原線のいずれかが全面運休の場合、もしくは、JRの奈良線・桜井線・大和路線のいずれかが全面運休している場合、及び、上記以外の路線についても、適宜、学校が判断します。

注意事項

1 特別警報・警報・交通機関の災害等の確認は各自で行って下さい。

* 特別警報・警報は、ラジオ・テレビ・気象台（TEL：177）等で確認。* 災害・事故等は、ラジオ・テレビ・近鉄・JRの各駅等で確認。

2 特別警報が発令された場合、警報発令時の対応に準じて行うが、特に気象情報を的確に把握して下校の判断をする。

3 特別警報・警報・交通機関の災害等の学校への問い合わせはしないで下さい。